

処理施設の敷地の位置

名 称	敷地の位置	敷地面積	備考
産業廃棄物処理施設 株式会社 IWD 代表取締役 杉山 孝	白井市平塚字堀尻台 2683 番 8 の一部、2694 番 4、2700 番、2701 番、2719 番 1、2719 番 2	15,641.59 m ²	工業専用地域 工業地域

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

(理由)

本敷地は、北総鉄道北総線小室駅から北に約3.5キロメートル離れた白井工業団地内にあり、工業専用地域（一部 工業地域）に位置している。施設は、幅員10.9メートルの市道に接しており、車両の通行に支障がなく、都市計画上支障がないと認められる。

計画概要書

1 施設の種類 産業廃棄物処理施設

2 施設の処理能力 破砕施設 (合計3基)

〈既設〉	破砕機1	木くず	150.00t/日
	破砕機2	がれき類	500.00t/日
〈入替〉	破砕機3	木くず	87.69t/日
		がれき類	116.14t/日
		廃プラスチック類	69.49t/日

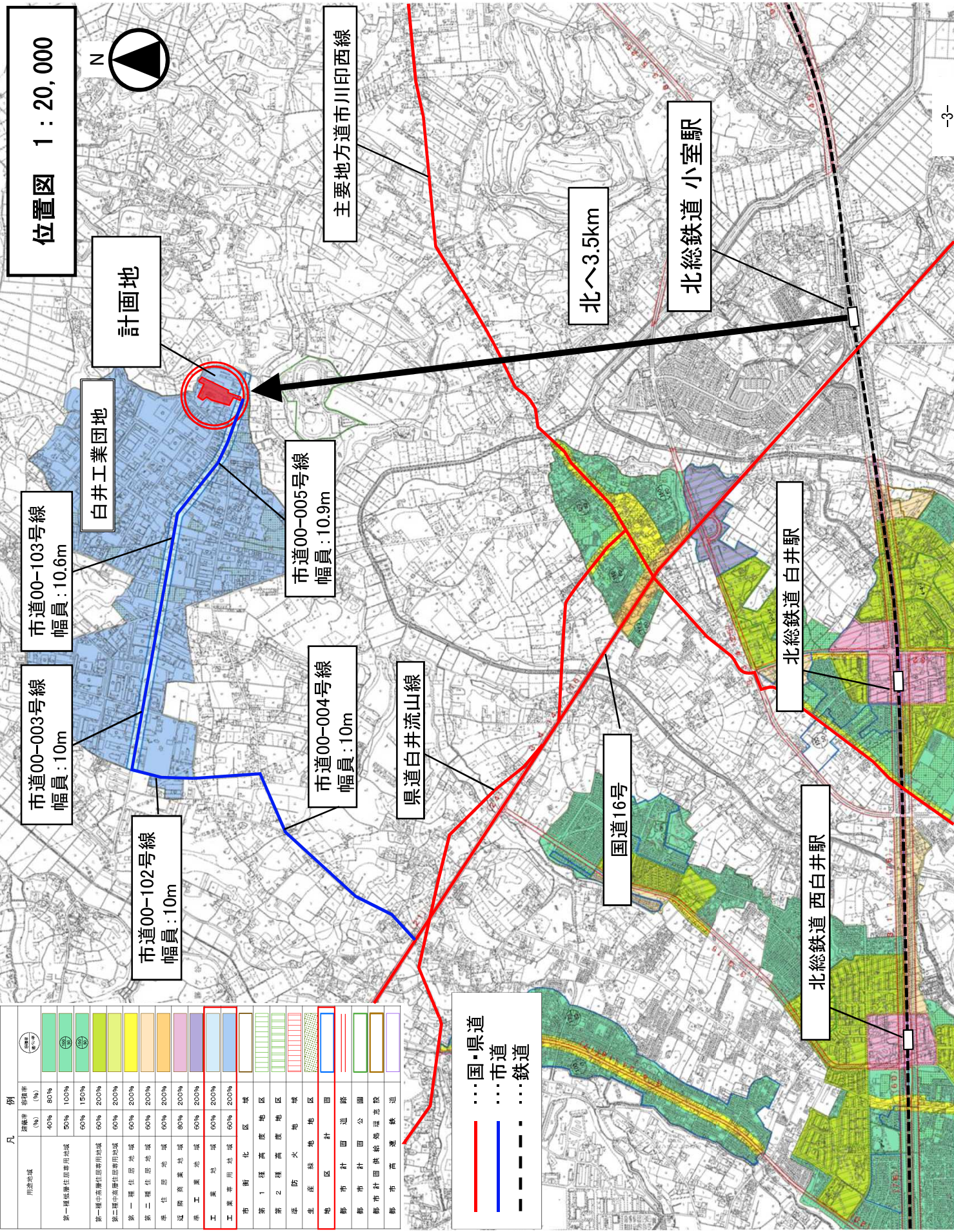
【参考：今回申請と前回許可との品目別処理能力比較表】

処理品目	今回申請(A)	前回許可(B)	増加率(A/B)
木くず類	237.69t/日	200.00t/日	約1.2倍
がれき類	616.14t/日	500.00t/日	約1.2倍
廃プラスチック	69.49t/日	48.00t/日	約1.4倍

3 建築物 合計 3 棟 (新築 2 棟)

凡例	面積率 (%)	容積率 (%)	用途
用途地域	40%	50%	第一種低層住居専用地域
	50%	100%	第一種中高層住居専用地域
	60%	150%	第二種中高層住居専用地域
	60%	200%	第一種住居地域
	60%	200%	第二種住居地域
	60%	200%	準住居地域
	80%	200%	近隣商業地域
	60%	200%	準工業地域
	60%	200%	工業地域
	60%	200%	工業専用地域
市街化区域			
第1種高度地区			
第2種高度地区			
準防火地域			
生産緑地地区			
地区区計画			
都市計画道路			
都市計画公園			
都市計画供給施設地区			
都市高層鉄道			

●●● 国・県道
 ●●● 市道
 - - - 鉄道



計画図 1 : 2,500



計画地面積: 15,641.59㎡
既存部分: 9,155.87㎡
拡張部分: 6,485.72㎡

凡例

市道



搬入車両



搬出車両



計画地

拡張部分

既存部分

工業地域

工業専用地域

市道00-103号線
幅員: 10.6m

工業地域

市道00-005号線
幅員: 10.9m

第196回千葉県都市計画審議会「第2号議案」概要

建築基準法第51条ただし書の規定による処理施設
(産業廃棄物処理施設)の敷地の位置(白井市)について

1 施設の概要

名 称	産業廃棄物処理施設 株式会社 IWD 代表取締役 杉山 孝			
敷地面積	15,641.59 m ²	前面道路幅員	10.9m	
処理施設	破碎施設：3基 (処理品目) (処理能力) 破碎機1 木くず 150.00t/日 破碎機2 がれき類 500.00t/日 破碎機3 { 木くず 87.69t/日 がれき類 116.14t/日 廃プラスチック類 69.49t/日			
品目別 処理能力と 許可数量	処理品目名	今回申請(A)	前回許可(B)	増加率(A/B)
	木くず類	237.69t/日	200.00t/日	約1.2倍
	がれき類	616.14t/日	500.00t/日	約1.2倍
	廃プラスチック	69.49t/日	48.00t/日	約1.4倍

2 審査指標

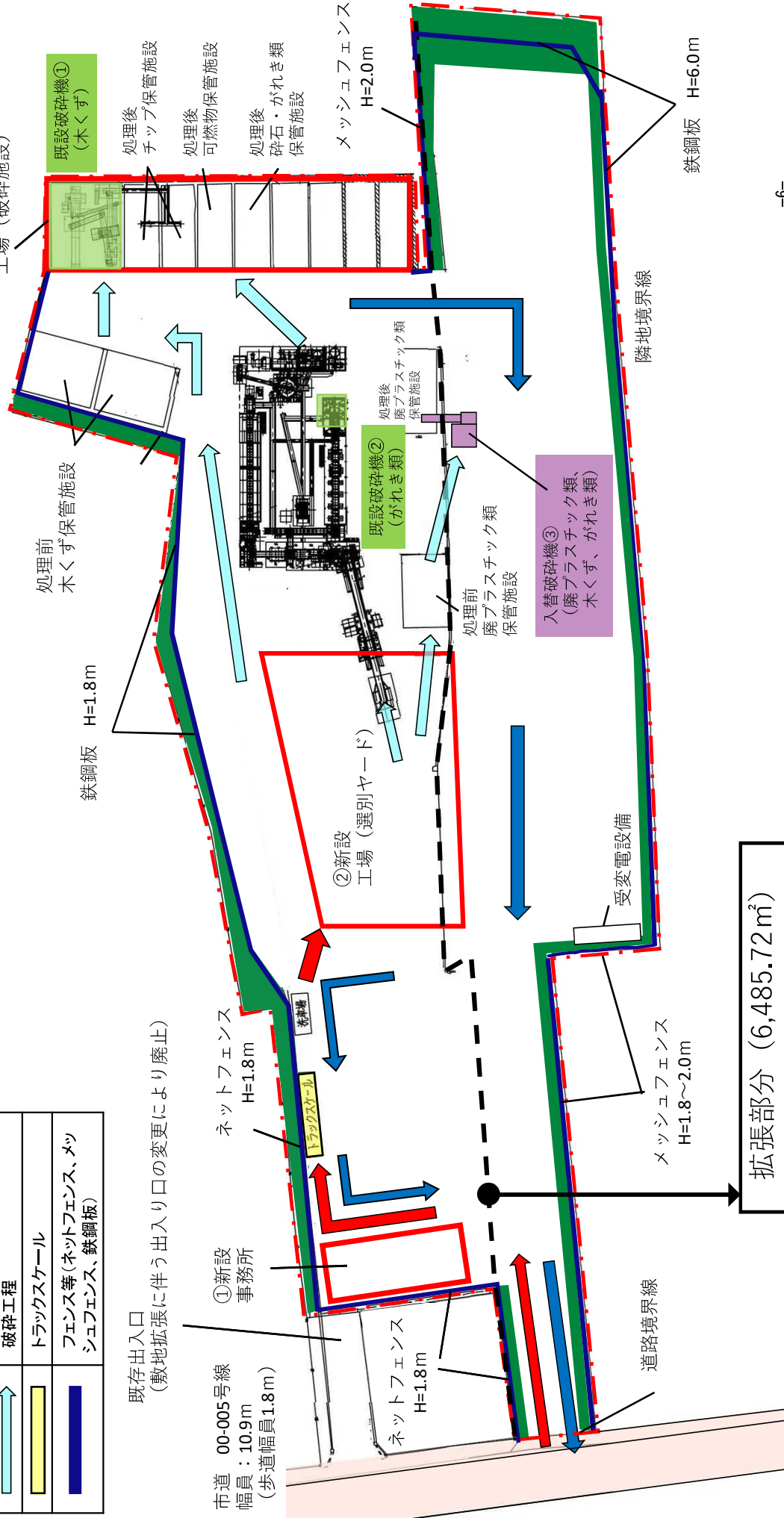
敷地の位置の適格性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び市の都市計画と整合している。 ・ 申請地は工業専用地域(一部 工業地域)に位置している。 ・ 近傍に既決定の都市施設はない。 ・ 敷地境界から100m以内に学校、病院等がない。
搬出入計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な搬出入路は、幅員10.9mの市道に接しており、車両の通行に支障がない。(搬出入車両は1日あたり最大で70台。)
施設計画の妥当性
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物は建築基準法及び同法に規定される関係法令に適合している。 ・ 廃棄物処理法に基づき、施設の処理能力の算定が行われ、廃棄物等の保管施設、処理施設、駐車スペースが適切に配置されている。 ・ 敷地周囲には、人がみだりに立ち入ることができないよう高さ1.8m以上の鉄鋼板等を設置し、敷地内に緑地帯を設けることで、周辺に配慮した施設計画としている。

※環境対策については、生活環境影響調査が実施されており、環境基準を遵守していることを環境部に確認している。

【凡例】

	計画地の境界線
	建築物の輪郭
	緑地 (1,579.600㎡、10.098%)
	搬入
	搬出
	破砕施設 (新設)
	破砕施設 (既存)
	破砕工程
	トラックスケール
	フェンス等 (ネットフェンス、メッシュフェンス、鉄鋼板)

番号	用途	建築面積	割合
①	事務所	301.940 ㎡	1.930 %
②	工場	1,393.450 ㎡	8.908 %
③	工場	933.140 ㎡	5.965 %
	計	2,628.530 ㎡	16.804 %



環境関係法令等との適合状況

廃棄物処理法 第15条第3項による 生活環境影響調査項目	関係法令等	左欄の 法令等の 適用の有無	規制基準 との 適合状況	備 考		
大気汚染	大気汚染防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるばい煙発生施設や一般粉じん発生施設には該当しないため。		
	ダイオキシン類 対策特別措置法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用があるダイオキシン類発生施設には該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例の適用がある特定施設に該当しないため。		
騒 音	騒音規制法	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：8時～19時]		
				時間帯	規制値	予測値
				昼間（8～19時）	70 dB	68 dB
	白井市 公害防止条例	有	適合	敷地境界における予測値 [施設稼働時間：8時～19時]		
時間帯				規制値	予測値	
昼間（8～19時）				70 dB	68 dB	
振 動	振動規制法	無	—	【適用除外の理由】 規制区域外にあるため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 規制区域外にあるため。		
悪 臭	悪臭防止法	有	適合	規制対象となる特定悪臭物質の排出がない。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例の適用がある特定施設に該当しないため。		
水質汚濁	水質汚濁防止法	無	—	【適用除外の理由】 同法の適用がある特定施設に該当しないため。		
	白井市 公害防止条例	無	—	【適用除外の理由】 同条例では水質汚濁に関する規制基準がないため。		